

いきいきかわさき区提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決に資するため、区民団体と川崎区役所が協働して事業に取り組むいきいきかわさき区提案事業（以下、「提案事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2条 提案事業において対象となる事業は、地域課題の解決のために実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 川崎区役所が業務を所管していないもの
- (2) 提案した団体が既に事業を実施しているもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (6) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託、補助等を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (7) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (8) 公序良俗に反するもの

(事業期間)

第3条 事業期間は、単年度とし、原則、各年度の2月末日までとする。ただし、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案を行うこととし、同一事業の提案は、事業開始年度を起点として3年度を限度とする。

(提案団体の要件)

第4条 提案事業において事業の提案・実施ができるのは、川崎区内を対象地域として事業を実施できる団体のうち、次の条件を満たす団体とする。

- (1) 団体の運営に関する規則等を備えていること
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- (4) 公序良俗に反しない団体であること

(提案方法)

第5条 提案団体は、いきいきかわさき区提案事業企画提案書（第1号様式）（以下「企画提案書」という。）を別に指定する期日までに川崎区長（以下「区長」という。）に提出するものとする。

2 前項の企画提案書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) いきいきかわさき区提案事業予算書（第2号様式）
- (2) いきいきかわさき区提案事業応募団体概要書（第3号様式）
- (3) その他、別に指定する書類

(事業経費の支出)

第6条 事業経費の額は、事業を実施するために必要な経費を支払うものとし、年度ごとの予算の範囲内において、区長が別途定める。

(事業の決定等)

第7条 区長は、川崎市附属機関設置条例に定める川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に諮り、その意見を尊重して事業実施の可否を決定し、各事業を提案した団体にその結果を通知する。

（協定書の締結）

第8条 前条の規定により実施が決定した事業について、第6条に規定する事業経費の支出に先立ち、事業を提案した団体と区長は事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議した上で、協定書を締結する。

（事業内容の変更、中止等）

第9条 事業を実施する団体は、事業の内容変更又は中止をしようとするときは、その理由を明らかにして、速やかにその旨の申請を区長にし、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請を受けたときは、内容変更又は中止の諾否を決定し、事業を実施する団体に通知するものとする。

（実施状況の確認及び調査）

第10条 区長は、必要に応じて事業の実施状況の確認及び調査を行い、又は団体に報告を求めることができる。

2 区長は、前項の規定に基づく確認及び調査の結果、必要な場合に指導、助言等をし、又は事業の是正、区が負担する費用の減額を求めることができる。

（実施結果の報告）

第11条 事業を実施する団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内にいきいきかわさき区提案事業結果報告書（第4号様式）、その他必要な書類を区長に提出しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。